

木曽三川下流域自転車活用推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 木曽三川下流域における自転車等の活用に関し、関係市町及び県、国等の相互調整及び情報共有を目的に、木曽三川下流域自転車活用推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 河川空間、国営木曽三川公園及びその周辺を活用した自転車ネットワークの検討
- (2) 自転車ネットワークにおける施設整備、維持管理、イベント等の企画・広報活動
- (3) その他目的達成のため必要な活動

(構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる委員によって構成する。

(会長等)

- 第4条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所副所長とする。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は事務局が執り行い、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指定する者に出席させることができる。この場合においては、委員が出席したものとみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 基本方針、施策等の最終決定については、協議会委員の書面決議により決定する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所河川公園課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

別紙

委員

所属	役職名
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	副所長
愛知県海部建設事務所 維持管理課	課長
岐阜県大垣土木事務所 施設管理課	課長
岐阜県大垣土木事務所 道路課	道路調整監
三重県桑名建設事務所 総務・管理室	管理課長
愛西市 土木課	課長
愛西市 産業振興課	課長
弥富市 土木課	課長
弥富市 観光課	課長
海津市 企画課	課長
海津市 建設都市計画課	課長
海津市 観光・シティプロモーション課	課長
桑名市 土木課	課長
桑名市 観光課	課長
木曽岬町 建設課	課長
木曽岬町 産業課	課長

オブザーバー

所属	役職名
中部地方整備局 建政部 都市整備課	—
愛知県 建設局 道路維持課	課長補佐
岐阜県 県土整備部 道路維持課	安全防災係長
三重県 県土整備部 道路維持課	主幹兼係長

事務局

所属	役職名
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 河川公園課	課長
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 管理課	課長
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 占用調整課	課長